

○飯塚市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争  
入札実施要領

平成23年3月10日

飯塚市告示第57号

改正 H29-4、H29-372、H30-29

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱(平成23年飯塚市告示第56号。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の一般競争入札(以下「入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと並びにこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (3) 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加しようとするものではないこと。
- (4) 自動販売機の設置・運營業務について、3年以上の実績を有する者であること。
- (5) 飯塚市に住所(法人においてはその本店の所在地)又は支店若しくは營業所(以下「住所等」という。)を有すること。ただし、入札に付し入札者がなく再度の入札に付す場合は、福岡県に住所等を有すること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者及び同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること並びに民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者及び同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 飯塚市税の滞納がないこと。ただし、第5号ただし書に該当する者について

は、当該住所等のある市町村における市町村税の滞納がないこと。

(9) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(H29-4、H30-29一改)

(入札の公告)

第3条 市長は、入札に付そうとするときは、入札の前日から起算して7日前までに入札の公告をするものとする。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札者に必要な資格に関する事項

(3) 入札参加申込みの受付の期間及び場所

(4) 入札執行の場所及び日時

(5) 入札の無効に関する事項

(6) その他必要な事項

3 第1項の規定による公告の写しについては、入札を執行する課において閲覧に供するとともに、公告の内容を市のインターネットのホームページに掲載するものとする。

(H29-372一改)

(入札参加の申込み)

第4条 入札に参加しようとする者は、公告にて示した期間に一般競争入札参加申込書及びその他公告で示された書類(以下「資格確認書類」という。)を添えて、提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第5条 市長は、入札申込者から前条の規定により提出された資格確認書類について審査を行い、その結果を別に定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格がないとした者については、その理由を付して通知するものとする。

3 入札参加資格がないとされた者は、所定の期限までに説明を求めることができる。

4 市長は、前項の請求があった場合において、当該請求に理由がないと認めるときは、速やかに文書で回答し、当該請求に理由があると認めるときは、入札参加資格を有する者として当該入札に参加させる旨を通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第6条 前条の規定により、当該入札参加資格を有するとされた者(以下「参加資格者」という。)が、入札の日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格を有しないこととなったとき。

(2) 入札参加申込書及び資格確認書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

2 前項の場合において、市長は、速やかに当該参加資格者に対し、理由を付して通知するものとする。

(募集要項等の縦覧等)

第7条 入札に係る募集要項、貸付物件説明書、契約書案及び仕様書等(以下「募集要項等」という。)の縦覧及び配付は、公告により定めるところにより行うものとする。

(質問及び回答)

第8条 募集要項等に関して質問がある者は、別に定める質問書を提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質問書を受理したときは、期限を定め回答するものとする。

(入札の執行等)

第9条 入札の執行については、次に定めるところによる。

(1) 市長は、第5条第1項の規定による資格確認の結果、参加資格者が1人以上ある場合は入札を執行する。

(2) 入札の執行回数は、1回とする。

2 入札に参加する参加資格者又はその代理人(委任状を提出した者に限る。)(以下「入札参加者」という。)は、別に定める入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、公告において指定した日時及び場所において、市長の指示により提出しなければならない。

3 入札室に入室できる者は、一の入札参加者につき1名のみとし、同伴者は認めない。

4 郵便による入札は、認めない。

5 入札参加者は、入札開始時刻までに受付を済ませなければならない。

6 同一人が代表者となる法人等は、重複して入札に参加することはできない。

7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

8 入札参加者は、市長から示された募集要項等その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

(H29-4、H29-372一改)

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行日前にあっては、別に定める入札辞退届を市長に直接持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)により提出して行う。

(2) 入札執行日にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第12条 市長は、次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

(1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項の規定により入札を中止した場合も、同様とする。

(H29-372一改)

(開札)

第13条 開札は、入札場所において、入札の終了後直ちに、入札参加者を立ち会わせて行う。

2 入札参加者が立ち会わないときは、その結果について、異議を申し立てることができない。

(H29-372一改)

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 記名又は押印のない入札
- (8) 入札書の記入事項が確認できない入札又は鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記具で記入された入札
- (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (10) 最低貸付料(要綱第4条に規定する最低貸付料をいう。以下同じ。)を下回る価格の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札  
(H29-372一改)

(落札者の決定)

第15条 市長は、最低貸付料以上の額で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(落札者の譲渡制限)

第17条 落札者は、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

(契約の締結)

第18条 第15条の規定により決定した落札者は、市長が定める期限までに契約を締結しなければならない。

2 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

(落札情報の公開)

第19条 市長は、契約相手方の住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)、氏名(法人の場合は法人名)及び契約金額について公表することができる。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けの入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年1月5日 告示第4号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年12月28日 告示第372号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年2月13日 告示第29号)

この告示は、告示の日から施行する。